

議提第6号

軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入支援制度の創設を求める意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年10月2日提出

霧島市議会議長 徳田 修和 殿

提出者 霧島市議会文教厚生常任委員長 久木田 大和

軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入支援制度の創設を求める意見書

加齢に伴う聴力の低下は、高齢者の日常生活におけるコミュニケーションに支障を生じさせるだけでなく、社会参加の機会を減少させ、生活の質の低下につながることを懸念される。

現在、身体障害者手帳の交付対象となる高度・重度の難聴者、未成年者の中等度難聴者については、補聴器購入の支援が行われている一方、軽度・中等度の難聴者については、こうした公的支援の対象となっていない。

補聴器は、聴力を補い、高齢者のコミュニケーションや社会参加を支える重要な機器であるが、購入に係る経済的負担は決して小さくない。このため、全国の自治体において独自の補聴器購入費助成制度を導入する動きが広がっているものの、制度の有無や対象者、助成額等は自治体によって異なり、居住する地域によって支援に差が生じている。

高齢化が進展する中、軽度・中等度難聴への対応を個人や自治体だけの課題とするのではなく、高齢者の社会参加の促進、介護予防及び健康寿命の延伸の観点から、国が全国的な支援の在り方を示すことが必要である。

よって、国においては、軽度・中等度難聴者が必要に応じて適切に補聴器を利用できる環境を整備するため、以下の点を強く要望する。

記

1. 軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

鹿児島県霧島市議会議長 徳田 修和

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿